

「輸配送（貨物自動車）」契約ガイドライン

GPN - GL19 「輸配送（貨物自動車）」契約ガイドライン

本ガイドラインは、荷主がグリーン購入の一環として、物品等の輸送やサービスを利用するに際して使用する貨物自動車の輸送における環境負荷低減と温室効果ガスの削減を目指し、自ら考慮すべき項目をリストアップするとともに、環境対策に取り組む一定の評価を得た貨物運送事業者とのコミュニケーションを円滑に図ることにより、輸配送のグリーン化を図ることを目的とします。

1. 対象範囲

主に、行政や企業が契約する、貨物自動車による物品等の運送契約全般とします。

2. ガイドライン・「エコ商品ねっと」の使い方

本ガイドラインは、ガイドライン項目と情報提供項目で構成され、ガイドライン項目毎に詳細説明をまとめています（P1～10）。

P11 以降の「エコ商品ねっと」は、ガイドライン項目に基づき、環境に取り組む貨物運送事業者の企業情報を紹介するための登録フォーマットです。具体的には、第3者評価に基づく情報（P11～18）と、貨物運送事業者の個々の定性的な情報を集約した「GPN 事業者評価チェックリスト（輸配送/貨物運送事業者向け）」（別紙1）で構成されます。

本ガイドラインに基づき、環境に取り組む荷主や貨物運送事業者の方々には、GPN 輸配送シンボルマークの活用を通じて企業ピーアールに繋げることができます。是非ご活用ください（P3、資料 1-2、1-3）。

荷主自らの取組把握

（ガイドライン項目1）

【荷主が輸送に係る環境負荷低減に向けて考慮すべき事項】

輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト [P4-6] を活用



貨物運送事業者の取組把握・選定

（ガイドライン項目2）

【貨物運送事業者の選定時に考慮すべき事項】

①「エコ商品ねっと」、更に詳しくは、
②GPN 事業者評価チェックリスト（輸配送/貨物運送事業者向け） [別紙 1] を活用

3. ガイドライン項目

物品等の運送契約にあたっては、下記の事項を考慮することが大切です。

- 1) 荷主は、輸配送分野（貨物自動車）における環境対策を行い、サプライチェーン全体を考慮し、自社の責任として捉え、物流等取引先を巻き込んだ取組を行いましょう（P2-6）。
- 2) 荷主は、貨物運送事業者の信頼性や透明性を考慮して、環境経営や安全性、環境取組における第3者評価を受けた貨物運送事業者を選択することが重要です（P7-10）。

4. 情報提供項目

以下の項目は、荷主が貨物運送事業者の選定時に活用していただく項目です。

- 東京都貨物輸送評価制度（P9）
- 燃費におけるJ-クレジット（国内クレジット/オフセット・クレジット）の創出（P10）

このガイドラインは社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

2013年8月2日制定
グリーン購入ネットワーク

<ガイドラインの詳細説明>

ガイドライン項目 1)

荷主は、輸配送分野（貨物自動車）における環境対策を行い、サプライチェーン全体を考慮し、自社の責任として捉え、物流等取引先を巻き込んだ取組を行いましょう。

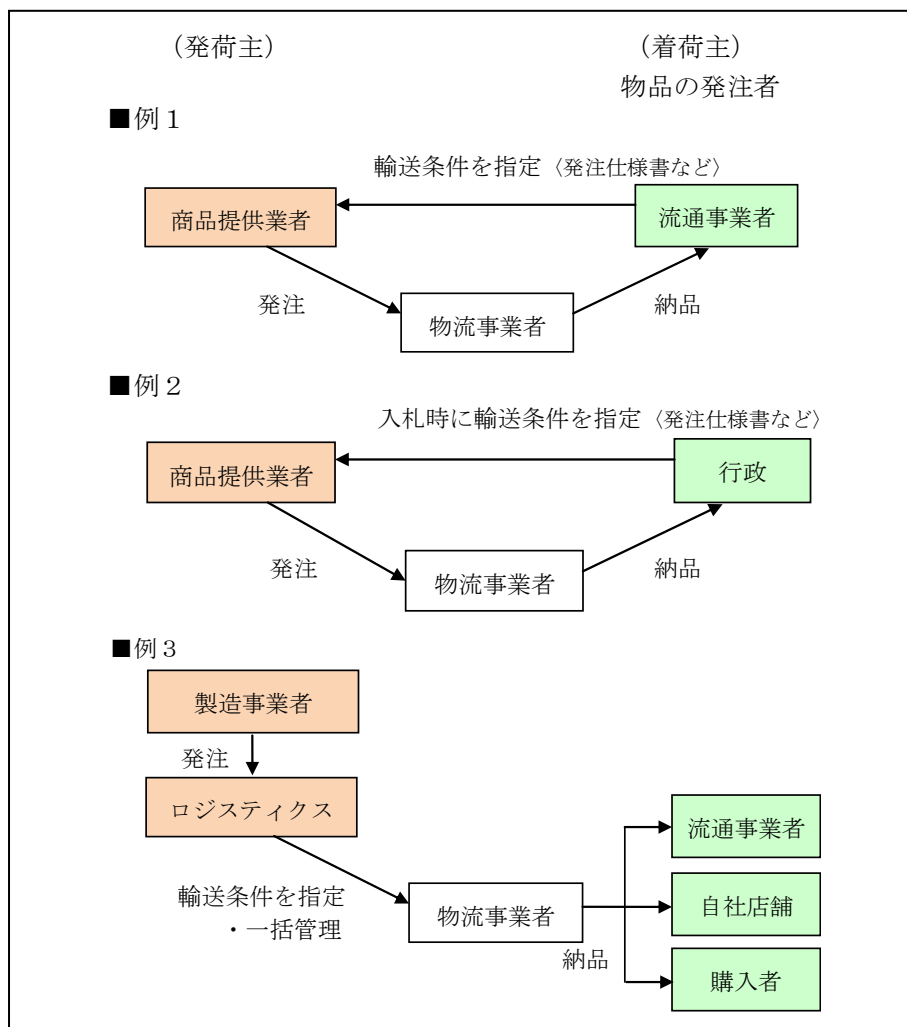
荷主について

荷主とは、荷物の所有者であり、貨物運送事業者から自らの荷物の輸送を委託する者（運賃等支払者）を指しますが、慣用的に、荷物を送る側を「発荷主（物品の供給者・運賃等支払者）」、荷物を受け取る側を「着荷主（物品の発注者）」といいます。

発荷主と着荷主の関係に着目すると、一般的には、着荷主が発注仕様の中で、輸送上の諸条件（受け取り場所や受け取り時刻など）を指定し、それに基づき発荷主が貨物運送事業者と契約を交わし輸送が行われます。荷主は、輸配送効率を高め、環境負荷低減を図るとともに、安全や輸送品質が担保された輸送サービスが実施されるよう、発荷主及び着荷主による協議・調整が醸成されることが期待されます。

本ガイドラインでは、荷主（発荷主及び着荷主）が、輸送に係る環境負荷低減に向けて考慮すべき事項を次頁にまとめています。

発荷主と着荷主の関係



【自社の環境取組の状況をチェックしてみましょう】

荷主は、自らの貨物に係る輸送状況を把握し、輸送に係る環境負荷低減に向けて環境対策を行い、サプライチェーン全体を考慮して、自社の責任として捉え、物流等取引先を巻き込んだ取組を行うことが大切です。荷主として期待される環境対策には、主に以下の8項目が挙げられます。

詳細は、「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト（P4-6）」を参照してください。

《輸配送に係る環境負荷低減に向けて考慮すべき事項》

1. 環境取り組み体制の構築
2. 鉄道及び船舶の活用などの輸送方法の選択
3. 輸送効率の向上
4. 低公害・低燃費車等の利用割合の向上
5. エコドライブの推進支援
6. 環境に配慮した物流資材（パレット、梱包材）の利用
7. 環境に配慮した製品開発の実施
8. 荷主と貨物輸送事業者との連携

【GPN 輸配送シンボルマークの活用について】

自社の取組を「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト」にチェックして、「社内の輸送に係る環境取組実施率」が60%以上であり、かつNo.39を達成している場合は、GPN 輸配送シンボルマークを使用することができます。なお、シンボルマークの使用は、一事業所からでも申請できます。

環境取組を企業の”イメージアップ”につなげる

GPN 輸配送シンボルマークを用いて、輸送に係る自社の基本方針や取組範囲、取組実績などを環境・CSR 報告書、ホームページ等を通じて積極的に情報発信することができます。なお、申請にあたっては、GPN の会員であることが求められます。

GPN 輸配送シンボルマークを活用する場合

GPN 輸配送シンボルマーク使用規定を確認の上、「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト」及びGPN 輸配送シンボルマーク使用申込書を提出する必要があります。

■ 荷主向け事業者評価チェックリスト（P4-6）

（記入方法）

- ・ 右記の記入例を踏まえて、表中の39項目の□欄に取組状況を記入する
- ・ 部署毎に取組状況が異なる場合は、社内の取組方針や目標、環境に関する情報や知見を踏まえて、申請者が総合判断結果を□欄に記入する

[記入例]
「○」 取り組んでいる
「空欄」 取り組んでいない
「—」 対象外

（算定方法）

$$\text{社内の輸送に係る環境取組実施率（％）} = \frac{\text{実際に取り組んでいる項目数（但し、No.39は必須）}}{\text{39項目中、対象外を除いた輸配送に係る環境取組総項目数}} \times 100$$

GPN輸配送シンボルマークの申請手続き（GPN会員限定）

http://www.gpn.jp/gpn_member/news.html





輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト

荷主が環境負荷低減に向けて考慮すべき事項

チェックリスト

1. 環境取り組み体制	
<input type="checkbox"/>	1. 環境方針等を策定している
<input type="checkbox"/>	2. 環境目標を設定し、環境マネジメントシステムの構築・実施、継続的な改善を図っている
<input type="checkbox"/>	3. 輸送に係わる取組範囲の明確化、行動計画の作成、CO ₂ 排出量の把握、定期的な報告や見直しを行っている
<input type="checkbox"/>	4. 貨物輸送の環境取組の責任者を設置し推進体制を築いている
<input type="checkbox"/>	5. 貨物輸送の環境配慮に係る社内研修等を実施している
2. 輸送方法の選択	
<input type="checkbox"/>	6. 鉄道及び船舶の活用の推進、鉄道コンテナ輸送枠の確保を行っている
<input type="checkbox"/>	7. 輸送効率維持・向上に向けた対応策を検討している（31ft コンテナ、背高コンテナ等の活用、積付方法見直し等）
<input type="checkbox"/>	8. 高度な貨物輸送に係るサービスを活用している（3PL*の活用等）
3. 輸送効率向上	
<input type="checkbox"/>	9. 輸送先や輸送量に応じた拠点経由或いは直送の使い分け、輸送ルートや輸送手段の適正化等を行い、全体の輸送距離が短縮するように貨物輸送事業者に依頼している
<input type="checkbox"/>	10. 発注の計画化及び平準化を図り、取引単位（ロット）を大規模化、配送頻度、納品回数の削減、リードタイム（発注から納品までに必要な時間）、ジャスト・イン・タイムサービス（曜日・時間指定）を見直している
<input type="checkbox"/>	11. 車種・貨物の積載量・車両台数の適正化、積み合わせ輸送・混載便の利用を依頼している
<input type="checkbox"/>	12. 受注時間と配送時間、受け渡し方法のルール化を図り、緊急配送を回避するよう計画的な配送を実施している。例）朝夕のラッシュ時、積載効率の低い曜日等の避けた輸配送を運送事業者と共同実施等
<input type="checkbox"/>	13. 共同輸配送を実施している
<input type="checkbox"/>	14. 荷主が保有する自家用トラックについては、極力、営業用トラックへ転換（自営転換）している
<input type="checkbox"/>	15. [自家用トラックの取り扱い] 荷主の利用用途に応じて、自家用トラックを必要とする場合は、自家用トラックの利用方針や利用計画を作成し、車種、貨物の積載量、車両台数の適正化を図り、エネルギー使用量等を把握し、改善に向けて運用している
物流拠点等の整備・運用	
<input type="checkbox"/>	16. 物流拠点における施設間の適正配置や集約化、荷受けや仕分け等の業務の効率化に配慮した物流拠点の整備、物流施設の機械化等を行っている
<input type="checkbox"/>	17. 路上駐停車の防止、交通流の円滑化のために荷捌き場や駐停車場所、運転手控え室、進入出路等について、関係事業者や地方公共団体等と必要に応じて調整し整備している

情報化・標準化の推進	
<input type="checkbox"/>	18. 検品、荷役、保管等の簡略化を図るため、国内物流 EDI（電子データ交換）標準や出荷・輸送・受荷一貫ラベル、無線自動識別装置等のネットワーク技術を活用している
<input type="checkbox"/>	19. 帰り荷の確保に資する求貨・求車システムを活用している
<input type="checkbox"/>	20. 輸配送管理システムを活用した積載効率の向上や効率的な輸送ルートを選択をしている
<input type="checkbox"/>	21. 道路交通情報通信システム（VICS）を活用し、交通の円滑化、輸送時間の短縮、的確な状況把握による安全性の向上に努めている
4. 低公害・低燃費車等の利用割合の向上	
<input type="checkbox"/>	22. 低公害・低燃費車等*の利用に取引事業者と取り組んでいる
<input type="checkbox"/>	23. 燃費改善につながる機器やアイドリングストップに寄与する機器（蓄熱ヒーター、蓄冷クーラー等）の導入に取引事業者と取り組んでいる
5. エコドライブの推進支援	
<input type="checkbox"/>	24. エコドライブ推進や物流効率化のための検討の場を設け、定期的な改善に向けて取り組んでいる
<input type="checkbox"/>	25. エコドライブ推進マニュアルの有無やドライバーに対する教育や研修の実施、車両整備や点検等の実施状況を取引事業者を確認している
<input type="checkbox"/>	26. エコドライブ支援機器（デジタルタコグラフ等）の導入状況を取引事業者を確認している
<input type="checkbox"/>	27. より正確なエネルギー使用実態や取組効果を把握できるように、取引事業者にデータを求めている
6. 環境に配慮した物流資材（パレット、梱包材）の利用	
<input type="checkbox"/>	28. パレットや梱包材等の物流資材は、環境に配慮したもの（リサイクルの容易性、廃棄物の発生抑制などに寄与）を利用している
<input type="checkbox"/>	29. レンタルパレットの利用や自社パレットの回収・再利用等によるリユースを実施している
<input type="checkbox"/>	30. 使用済みパレットの回収システムを構築し、工場、倉庫、トラックの全てに適したパレットサイズに統一することで一貫パレチゼーション*を実現し、輸送効率の改善を行っている
7. 環境に配慮した製品開発の実施	
<input type="checkbox"/>	31. 工場に近い場所から極力部品等を調達し、輸送距離の削減を図っている
<input type="checkbox"/>	32. 物流単位を考慮した商品設計、貨物の輸送に併せた生産体制を築いている
<input type="checkbox"/>	33. 商品荷姿の標準化により積み合わせの容易化を図っている
<input type="checkbox"/>	34. 輸送効率を考慮した製品や包装資材の軽量化、小型化を図っている
<input type="checkbox"/>	35. 製品使用後の廃棄物・リサイクル資源等の静脈物流を予め考慮した製品開発を行っている
<input type="checkbox"/>	36. 貨物輸送にあわせて、出庫時間を調整できる生産体制を構築している
<input type="checkbox"/>	37. 生産工程におけるトラブル等が起きた場合は、速やかに貨物輸送事業者と連絡し、輸送に滞りが起きないように努めている
<input type="checkbox"/>	38. 返品に関わる条件（返品物流費等）を書面等で透明化し、返品物流の削減に取り組んでいる

8. 荷主と貨物輸送事業者との連携

39. 「エコ商品ねっと」掲載事業者である貨物輸送事業者（実運送事業者）と運送契約を結んでいる、或いは、利用運送事業者と運送契約を結んでいる場合は、当該契約に係る輸送に関して、「エコ商品ねっと」掲載事業者である貨物輸送事業者（実運送事業者）を利用している。

※「エコ商品ねっと」掲載事業者とは、環境経営や安全性、環境取組において、いずれかの第3者評価を受けた事業者であることを指す（本ガイドラインP11～18を参照）。

■運送契約を結んでいる貨物輸送事業者名又は利用運送事業者名

（契約事業者が3社以上の場合は別途添付して提出してください）

- ・ 会社名 1 : _____
- ・ 会社名 2 : _____
- ・ 会社名 3 : _____

- グリーン購入ネットワーク（GPN）会員である

- 上記の取組を全社で実施している / 事業所・工場単位で実施している

上記取組の対象事業所・工場名 : _____

上記の記載内容に誤りのないことを確認し、別紙「GPN 輸配送シンボルマーク使用申込書」を添付して、GPN 輸配送シンボルマークを申請致します。

申請日 年 月 日

事業者・団体名 : _____ (担当部署)

責任者：(役職) _____ (氏名) _____ 印

担当者：(役職) _____ (氏名) _____ 印

TEL : _____ FAX : _____

E-mail : _____

※ 本チェックリストは、GPN 輸配送シンボルマークの使用申請時に提出が求められます。GPN 輸配送シンボルマークの使用が承認された場合は、GPN ホームページ上に情報開示されます。

【用語解説】

※ 3PL：荷主企業に代わって最も効率的な物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、物流部門を代行し、高度の物流サービスを提供すること

※ 低公害・低燃費車等：

天然ガス自動車（CNG車）、ハイブリッド自動車（軽油）、電気自動車、ポスト新長期規制適合車を示す

※一貫パレチゼーション：

発地から着地まで一貫して同一のパレットに貨物を積載したまま輸送を行うこと。拠点ごとでの積み替えが不要になり、作業時間の短縮に繋がるなどの効果が確認されています。一般に、製品サイズに合わせて多様な形態やサイズのパレットが用いられることによって、相互利用できないことが課題となっています。サイズの統一に関しては、国際標準規格であるISO 6780に定められている（参考：強度及び試験方法はISO8611に定めている）

ガイドライン項目 2)

荷主は、貨物運送事業者の信頼性や透明性を考慮して、環境経営や安全性、環境取組における第3者評価を受けた貨物運送事業者を選択することが重要です。

貨物運送事業者は、取扱商品や取扱量、輸送エリア、輸送コスト、その他サービス内容などによって違いがあります。荷主は、貨物運送事業者の特徴やサービス内容を把握し、自らの輸送目的に合った貨物運送事業者を選ぶことが大切です。

また、貨物運送事業者の信頼性や透明性を考慮して、環境経営や安全性、環境取組における第3者評価を受けた貨物運送事業者を選択することが重要です。下記の「エコ商品ねっと」情報サイトより、各貨物運送事業者の特徴やサービス内容、各種第3者評価の取得状況、貨物運送事業者の個々の定性的な環境取組を集約した「GPN 事業者評価チェックリスト（輸配送/貨物運送事業者向け）」の記載事項を確認することができます。

「エコ商品ねっと」 貨物運送事業者の特徴やサービス内容一覧

<http://www.gpn.jp/econet/>

【適正な貨物運送事業者を選ぶ】（既契約の貨物運送事業者の適正状況の把握も含む）

荷主が貨物運送事業者を選ぶ際は、「環境マネジメントシステム認証」や「貨物自動車運送事業安全性評価制度（Gマーク）」、「燃費取組における第3者評価」の取得状況を確認することが大切です。特に、貨物運送事業者の環境経営の実施と、燃費取組（輸送分野において環境負荷の大きな要因の一つである燃料の使用に伴うCO₂排出量の削減取組）の把握は重要と考えています。

さらに、燃費取組に関しては、「1台ごとの正確な燃費を実測把握し、荷主の要求に応じて情報提供できる（混載時でも対応可能）貨物運送事業者」を優先的に選ぶことが重要であり、このことにより、荷主が自らの貨物の輸送に係る環境負荷を正確に把握できるだけでなく、貨物運送事業者のドライバー教育を促し、エコドライブの推進、燃費の向上や交通事故の低減にも大きく貢献することが期待できます。

① 環境経営の取組状況を確認する

環境経営の推進に向けて、以下の環境経営マネジメントシステム認証を取得している事業者

[条件] ISO14001、グリーン経営認証、エコアクション21、KES、エコステージ、その他の地方版EMSのいずれか一つ以上を取得している

【補足説明】

環境マネジメントシステム認証の種類

環境マネジメントシステム認証には、国際規格ISO14001の他に、ISO14001との整合性が高く、経営強化を図るシステムとして中小企業でも導入しやすい国内規格があります。

貨物運送事業者の中には、既に環境マネジメントシステム認証を「事業所単位」或いは「会社単位」で取得している所が多くあります。荷主は、貨物運送事業者との契約時に、輸送エリアにおける認証の取得状況を確認しておくことが大切です。

- ・ ISO14001 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html>
- ・ グリーン経営認証 <http://www.green-m.jp/>
- ・ エコアクション21 <http://www.ea21.jp/ea21/index.html>
- ・ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード <http://www.keskyoto.org/kesinfo/>
- ・ エコステージ <http://www.ecostage.org/about/>

・その他の地方版 EMS (例)

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、青森環境マネジメントフォーラム(AES)、いわて環境マネジメントフォーラム(IES)、みちのく(EMS)、三重環境マネジメントシステム(M-EMS)、宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)

② 燃費取組を確認する

燃費取組における第 3 者評価を受け、1 台ごとの正確な燃費を実測把握し、荷主の要求に応じて情報提供できる事業者

[条件] グリーン・エコプロジェクトへの 1 年以上の参加事業者、或いはそれと同等の取組を担保し、第 3 者評価を取得している事業者

【補足説明】

グリーン・エコプロジェクト

東京都トラック協会が進めている「グリーン・エコプロジェクト」活動は、車両 1 台ごとに収集した燃費からデータベースを構築し、継続的なエコドライブ活動の推進や支援等により、CO₂排出量の削減、燃費向上に伴うコスト削減等に向けた取組が展開されています。この取組は東京都以外に関東、北陸、東海、近畿エリアなどに徐々に広がりを見せています。「グリーン・エコプロジェクト」活動の取組及び、1 台ごとの燃費情報の提示の有無は、「エコ商品ねっ」とにて確認することができます。

グリーン・エコプロジェクト活動内容と参加事業者一覧

<http://www.tta-gep.jp/green/>

グリーン・エコプロジェクト活動による取組の効果

<http://www.tta-gep.jp/archivePDF/Ronbun-1.pdf>

【補足説明】

燃費データ算出における、「手書き」と「デジタコ^{*1}記録」との違い

本ガイドラインでは、車両 1 台ごとの正確な燃費の実測把握と開示が求められます。

燃費データ算出における「手書き」は、ドライバー自らが走行管理表に手書きで走行距離、燃料使用量、燃費を計算して記入するもので、給油のたびにこの作業を繰り返すことによって、ドライバー自身の運転による燃費を細かく認識するようになります。記入した燃費データは、グリーン・エコプロジェクト事務局が給油ごとの燃費を分析し、数値が適正でない可能性のある燃費異常データを抽出します。ドライバーが再度見直し、記載漏れ等による修正を行う仕組みになっています。これにより、ドライバーは過去の結果と比較して自らの達成度合いを測り、自己の運転の問題点や改善策を自主的に見つけ出せるようになり、ドライバー教育に繋がっています。

「デジタコ記録」は、車両のエンジン回転数、速度、走行距離、時間、急ブレーキ、速度超過、アイドリングなどを自動記録し、その車両の稼働状況を把握することができます。しかし、燃費把握を行う場合、燃料使用量は、車両とデジタコとの連動性がないため取得できず個別に手書きする必要があります。また、燃費把握に必要な走行距離は、デジタコに SD カード等の保存媒体を挿入し、“運行”状態に記録することで速度や距離などのデータを取得できますが、保存媒体を挿入しない場合や“運行”状態で記録を忘れた場合などは、記録の検証方法がなく、

正確な燃費の計測が難しくなります。これは、給油量の記録においても同様の事が言え、精度の高い燃費データを取得するためには燃料流量計などの装置が必要です。

以上のことから、まずは、手書きを初めとしてドライバー自らが燃費を正確に把握し、運行管理を適切にできるようになることが大切です。その上で、必要に応じてデジタコ等の機器を活用し、過去の記録データと比較して、自らの運転スキルの向上と改善に努めることが望まれます。

※1 デジタルタコグラフ（通称 デジタコ）

デジタコとは、自動車に搭載される運行記録用計器の一種であり、運行時間中の走行速度などの変化をグラフ化することでその車両の稼働状況を把握するための計器です。これまでは、車両のエンジン回転数などの数値をアナログ式の専用チャート紙に書き込むものが一般的でしたが、近年の IT 技術等の普及により、運行記録三要素の速度・走行距離・時間を記録できるものが普及しており、ドライバーの運行完了日報などにも使用されています。現在は、さらに多機能化して、瞬時の情報である急発進、急ブレーキ、速度超過、無駄なアイドリングなども読み取る運送事業者のための運行評価システムとしても活用されています。

<情報提供項目の詳細説明>

荷主にとって関心の高まりつつある燃費における第3者評価制度の仕組みが幾つか始まっています。まだ全国的に展開されているものではないため、本ガイドラインでは情報提供項目として位置付け、各運送事業者の取組を「エコ商品ねっと」にて開示します。貨物運送事業者の選定時に参考となる制度を以下に紹介します。

○ 東京都貨物輸送評価制度

東京都が実施する「貨物輸送評価制度」は、貨物運送事業者による CO₂ 削減の取組を実走行燃費で評価する、世界初のトラック輸送に関する実燃費評価制度です。評価対象は、営業地を問わず、東京都内に物資を運送する貨物輸送事業者（緑ナンバー）であり、「車両1台ごとの燃料供給量」及び「燃料供給ごとに記録した1台ごとの走行距離」に関する1年分の燃費管理記録を審査しています。

この制度は、評価対象の自動車を車種・重量に応じて設けた52グループに分類し、自動車の実走行燃費をもとに個々の自動車の偏差値を算出し、1事業者のすべての自動車の偏差値の平均（平均偏差値という。）をもとに、3段階の格付けで評価しています（平均偏差値が58.5以上で★★★、52.6以上～58.5未満で★★、52.6未満で★）。評価にあたっては、燃費の値の把握が確実にできているとともに、ドライバーへの教育や指導體制、データベースによる管理体制が構築されていることが求められています。

東京都では、年度毎に1年間の取組を評価し、評価証明書を交付しています。平成25年度は149事業者の評価結果が公表されています（平成25年7月現在）。

東京都貨物輸送評価制度 制度概要と評価事業者一覧

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/nenpi-hyoka.html>

東京都貨物輸送評価制度要綱（平成25年4月9日付25環車計21号）

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/attachement/貨物輸送評価制度要綱 .pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/attachement/貨物輸送評価制度要綱.pdf)

○ 燃費における J-クレジット（国内クレジット/オフセット・クレジット）の創出

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 20 年度改正）における、調整後温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、企業は、「温室効果ガス算定排出量（実排出量）」に加えて「調整後温室効果ガス排出量（国内クレジットや京都メカニズムクレジットなどの償却を反映）」の報告が可能になりました。

この制度を活用して、既に、一部の運送事業者によるクレジット創出の取組が行われています。平成 25 年 4 月より、オフセット・クレジット(J-VER) 制度と国内クレジット制度が統合され、J-クレジット制度としてスタートしています。本ガイドラインでは、1 台ごとの正確な燃費情報の把握に基づくクレジット創出のみを対象とし、情報開示を行います。

■ J-クレジット制度（国内クレジット制度とJ-VER制度の統合） ■ 平成25年4月より開始

<http://japancredit.go.jp/menu01/outline.html>

<http://www.meti.go.jp/press/2012/08/20120802001/20120802001-2.pdf>

国内クレジット制度承認排出削減方法論（一部抜粋）

電気自動車への更新・新規導入〈020・020-A〉、天然ガス自動車への更新・新規導入〈038・038-A〉、共同配送への変更・配送方法の効率化〈040・040-A〉等

<http://jcdm.jp/process/methodology.html>

オフセット・クレジット(J-VER)制度認定方法論（一部抜粋）

廃食用油由来バイオディーゼル燃料の車両等利用〈E004〉、デジタルタコグラフ装着によるエコドライブ〈E023〉、カーナビを利用したエコドライブ支援システム〈E028〉海上コンテナ輸送に関わる国内トラック輸送効率化〈E029〉等

http://www.j-ver.go.jp/system_doc/methodology.html

※ 国内クレジット制度、オフセット・クレジット(J-VER)制度の比較についてはこちら

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy/credit_system/pdf/002_s04_00.pdf

貨物運送事業者向けの 「エコ商品ねっと」登録フォーマット

「エコ商品ねっと」は、GPN ガイドラインで定める項目に沿って、貨物運送事業者が自らの取組を掲載しているものです。荷主の方は、貨物運送事業者を選ぶ際に「エコ商品ねっと」をご活用ください。

貨物運送事業者の方は、荷主の方が発注の際、「エコ商品ねっと」を有力情報として活用されることから、以下の掲載条件及び登録フォーマットに沿って「エコ商品ねっと」にご登録ください。

なお、登録窓口は URL (<http://www.gpn.jp/econet/admin/login/>) より登録ができます。

貨物運送事業者

1. 掲載条件

- (1) 貨物自動車による物品等の運送契約を交わし、トラックを自ら保有する貨物運送事業者。
利用運送事業者においては、自らトラックを保有し運送契約を交わす場合はこれも対象とする。
- (2) 上記(1)に加えて、貨物運送事業者の信頼性や透明性を考慮して、環境経営や燃費取組において以下に示す特定の第3者評価を受け、1台ごとの正確な燃費を実測把握し、荷主の要求に応じて情報提供できる貨物輸送事業者。

【環境経営】

[条件] 環境経営の推進に向けて、環境経営マネジメントシステム認証を取得していること。
但し、1事業所のみが取得している場合も対象とする

(例) ISO14001、グリーン経営認証、エコアクション 21、KES、エコステージ、その他の地方版 EMS を取得している事業者

【燃費取組】

[条件] 燃費取組において、以下の第3者評価を受けており、1台ごとの正確な燃費を実測把握し、荷主の要求に応じて情報提供できること

- (例) ・東京都貨物輸送評価制度による燃費評価を受けている事業者
・グリーン・エコプロジェクトに1年以上の参加事業者
・燃費におけるJ-クレジット(国内クレジット、オフセット・クレジット)の創出^{※2}
但し、1台ごとの正確な燃費を実測把握している場合のみを対象とする。
・上記と同等の取組を担保し、第3者評価を受けている事業者^{※3}

※2 平成25年4月より、国内クレジット制度とJ-VER制度が統合され、J-クレジット制度として運用されている

※3 同等の取組を担保した根拠資料をGPN事務局へ提出をお願いする

上記の【環境経営】及び【燃費取組】の掲載条件のいずれかを満たす貨物運送事業者は、以下に示すGPNタイプ別に区分し、「エコ商品ねっと」に開示できる。環境経営及び燃費取組の両方に取り組む貨物運送事業者が増えることが期待される。

「エコ商品ねっと」における貨物運送事業者のGPNタイプ表示

GPN タイプ	環境経営	燃費取組
Type A	○	○
Type B	—	○
Type C	○	—

- (3) 「GPN 事業者評価チェックリスト(輸配送/貨物運送事業者向け)」(別紙1)への記入を必須とする。

2. 登録フォーマット

(1) 基礎情報

画像 (入力必須)	会社ロゴ画像を掲載する。
事業者名 (入力必須)	貨物自動車による物品等の運送契約を交わし、トラックを自ら保有する貨物運送事業者の名称を記載する。また、利用運送事業者においては、自ら保有するトラックがある場合はこれも対象とする。 ※他社が受注した貨物を社内ブランドで配送する場合、社内名を記載する
本社所在地 (入力必須)	本社の所在地を郵便番号と住所を記載する。
資本金 (入力必須)	資本金を記載する。 (記入例) ○千万円
主たる事業エリア区間 (利用運送の区域又は区間) (入力必須)	事業エリア区間表 (16 頁) に基づき主たる事業エリアを選択する。 全国/北海道/東北/関東/北陸信越/中部/近畿/中国/四国/九州 (複数選択可)
貨物自動車運送事業許可番号 (入力必須)	貨物自動車運送事業許可番号を記載する。
主な取扱商品 (入力必須)	商品分類表 (16 頁) に基づき取扱商品を選択する。(複数選択可)
車種 (入力必須)	車種分類表 (17 頁) に基づき車種を選択する。(複数選択可)
車両数 (総数) (入力必須)	10 台未満/11 台~30 台/31 台~50 台/51 台~100 台/101 台~200 台/ 201 台以上

(2) 環境情報

GPN タイプ (環境経営及び燃費の取組をタイプ別表示) (入力必須)	<p>貨物運送事業者が環境経営及び燃費において、以下に示す特定の第 3 者評価を受けており、1 台ごとの正確な燃費を実測把握し、荷主の要求に応じて情報提供できる場合は掲載できる。現在の取組状況を、以下の 3 タイプから選択する。</p> <p>Type A (環境経営・燃費取組の両方において第 3 者評価取得の場合) Type B (燃費取組のみ第 3 者評価取得の場合) Type C (環境経営のみ第 3 者評価取得の場合)</p> <p>■環境経営 [掲載条件] 以下の選択肢の中から、環境経営マネジメントシステム認証を取得していること。但し、1 事業所でも取得している場合は掲載が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001、グリーン経営認証、エコアクション 21、KES、エコステージ、その他の地方版 EMS <p>■燃費取組 [掲載条件] 以下の選択肢のいずれかを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都貨物輸送評価制度による燃費評価を取得 ・ グリーン・エコプロジェクトに 1 年以上の参加事業者 ・ 燃費における J-クレジット (国内クレジット、オフセット・クレジット) を創出^{※4} ・ 上記と同等の取組を担保し、第 3 者評価を取得している事業者^{※5} <p>※4 平成 25 年 4 月より、国内クレジット制度と J-VER 制度が統合され、J-クレジット制度として運用されている。1 台ごとの正確な燃費を担保した資料を GPN 事務局へ提出を求める</p> <p>※5 同等の取組を担保した根拠資料を GPN 事務局へ提出を求める</p>
--	--

環境経営	環境経営 (入力必須)	環境経営マネジメントシステム認証の現在の取得状況を選択する。 1 事業所でも取得している場合は掲載が可能である。 「○」取得している 「-」取得していない
	環境マネジメントシステム認証に係る第3者評価取得状況 (入力必須)	環境経営において、現在、特定の第3者認証を取得している場合は、取得状況を選択する。(複数選択可) ISO14001/グリーン経営認証/エコアクション 21/KES/エコステージ/その他の地方版 EMS (具体的に) /取得なし
	第3者認証機関名	環境マネジメントシステム認証に係る認証機関名を 60 文字以内で記載する。
	認証登録番号 (環境マネジメントシステム認証取得の場合は入力必須)	環境経営マネジメントシステム認証を現在取得している場合、認証登録番号を記載する。複数取得している場合は代表番号を記述する。 (記入例) 認証登録番号「T○○○○○○-1」
	登録事業所数/事業所総数 (環境マネジメントシステム認証取得の場合は入力必須)	環境経営マネジメントシステム認証を取得している、現在の登録事業所数及び事業所総数を記載する。 (記入例) 3 事業所/8 事業所
	登録事業所一覧 (環境マネジメントシステム認証取得の場合は入力必須)	環境経営マネジメントシステム認証を取得している、現在の登録事業所名及び有効期限(年/月)を記載する。或いは、それらの情報が掲載されている URL 等を記載する。 (記入例) GPN 東京本社 (認証番号、有効期限(年/月)、住所) GPN 東京第一営業所 (認証番号、有効期限(年/月)、住所) GPN 東京第二営業所 (認証番号、有効期限(年/月)、住所)
燃費取組	1台ごとの燃費情報の提出有無 (入力必須)	1台ごとの燃費情報を荷主へ開示することについて、該当する項目を選択する。 「○」燃費情報を提出できる(全車でなくても良い) 「-」燃費情報を提出できない
	燃費に係る第3者評価取得状況 (入力必須)	燃費取組において、現在、特定の第3者評価を取得している場合は、取得状況を選択する。(複数選択可) グリーン・エコプロジェクト/東京都貨物輸送評価制度/燃費における J-クレジット(国内クレジット、オフセット・クレジット)創出/取得なし ※グリーン・エコプロジェクトについては1年以上の参加事業者とする
	燃費に係る特記事項	燃費に係る環境配慮事項を具体的に 120 字以内で記載する。 (記入例) 環境経営方針に基づきエコドライブ推進体制を築き、人材教育を実施している。1 車両毎に手書きによる燃費データを把握し燃費改善に努めている。 ※特にない場合は、「特になし」と記載する
低公害・低燃費車両の保有台数 (入力必須)	低公害・低燃費車等の現在の保有状況を記載する。 低公害・低燃費車とは、天然ガス自動車(CNG車)、ハイブリッド自動車(軽油)、電気自動車、ポスト新長期規制適合車を示す。 (記入例) 10 台(○年○月現在)	
ポスト新長期規制適合車 (入力必須)	ポスト新長期規制適合車(軽油)の保有台数を記載する。 (記入例) 5 台	
天然ガス自動車 (入力必須)	天然ガス自動車(CNG車)の保有台数を記載する。 (記入例) 2 台	

ハイブリッド自動車 (入力必須)	ハイブリッド自動車(軽油)の保有台数を記載する。 (記入例) 3台
電気自動車 (入力必須)	電気自動車(EV車)の保有台数を記載する。 (記入例) 0台

(3) 情報提供項目

東京都貨物輸送評価制度 (任意項目)	<p>1 事業者の評価対象の自動車を車種・重量に応じて 52 グループに分類し、自動車の実走行燃費をもとに、個々の自動車の偏差値を算出し、1 事業者のすべての自動車の偏差値の平均(平均偏差値という。)をもとに、3 段階の格付けで東京都が評価した結果を以下の選択肢から選択する。また、取得日(年/月)も記載する。</p> <p>★/★★/★★★ (○年○月取得)</p> <p>なお、東京都貨物輸送評価制度の平均偏差値は、★★★58.5 以上、★★ 52.6 以上～58.5 未満、★52.6 未満とする。</p> <p>※ 平均偏差値の定義は、東京都貨物輸送評価制度要綱(平成 25 年 4 月 9 日付 25 環車計第 21 号)に規定されている(11 頁参照)。</p> <p>※ 東京都貨物輸送評価制度は、年度毎に 1 年間の取組を評価しています。そのため、継続して取り組まれているか否かにおいては、都度、契約時に確認をお願いする。</p>
燃費における J-クレジットの創出(任意項目)	<p>J-クレジット制度(国内クレジット制度及びオフセット・クレジット制度)を通じた、燃費におけるクレジットの創出状況と取得日(年/月)を記載する。 (記入例) 〇t-CO2 J-クレジット創出(○年○月取得)</p> <p>※ 最新のクレジットの保有状況については、各事業者の確認をお願いする。</p>

(4) その他の考慮事項

貨物自動車運送事業安全性評価(入力必須)	<p>貨物自動車運送事業安全性評価(G マーク)の現在の取得状況を記載する。</p> <p>1 事業所でも取得している場合は掲載が可能である。</p> <p>「○」 取得している 「-」 取得していない</p> <p>※G マークは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)が認定・交付する安全性優良事業所のマークである。認定の対象は、事業所単位で有効期間は 2 年間。15,197 事業所(平成 23 年 3 月 16 日現在)が認定を受けている。</p>
認定証番号(代表番号を記述) (G マーク取得の場合、入力必須)	<p>貨物自動車運送事業安全性評価(G マーク)を現在取得している場合、認定証番号を記載する。複数取得している場合は代表番号を記述する。 (記入例) 認定証番号「T○○○○○○」</p>
安全性優良事業所一覧 (G マーク取得の場合、入力必須)	<p>貨物自動車運送事業安全性評価(G マーク)を現在取得している安全性優良事業所名及び有効期限(年/月)を記載する。或いは、それらの情報が掲載されている URL 等を記載する。 (記入例) GPN 東京本社(有効期限(年/月)) GPN 東京第一営業所(有効期限(年/月))</p>

重大事故発生件数（件） （入力必須）	<p>道路運送法及び道路運送車両法により定められた自動車事故報告規則第 2 条に基づき、過去 3 年間に於ける重大交通事故発生件数を記載する。</p> <p>（記入例） 0 件</p> <p>自動車事故報告規則第 2 条に基づき、重大事故を起こした場合は、輸送の安全にかかわる情報を公表するよう義務付けられている。なお、以下の URL では、行政処分を受けた事業者で安全面だけでなく、事業上の悪質な事業者について国交省はネガティブ情報を公開している。</p> <p>■「事業者行政処分情報検索」 http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/index.html</p>
情報セキュリティマークの取得状況（入力必須）	<p>ISO27001 (ISMS) 認証やプライバシーマーク(P マーク)などの情報セキュリティマークの現在の取得状況を記載する。</p> <p>（記入例） 「○」取得している 「-」取得していない</p> <p>※プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定し、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度である。平成 15 年 5 月に民間の事業者を対象とする「個人情報の保護に関する法律」が制定（平成 17 年 4 月施行）され、個人情報を取扱う事業者はこの法律に適合することが求められている</p>
情報セキュリティマークの有効期間（年/月） （P マーク取得の場合は入力必須）	<p>現在、情報セキュリティマークを取得している場合は、有効期限（年/月）を記載する。（記入例）26 年 1 月</p> <p>※一般財団法人日本情報経済社会推進協会が「プライバシーマーク付与事業者一覧」を公開しています。掲載中の有効期間を過ぎている事業者は現在更新手続き中です。更新手続き中の場合は、引き続きプライバシーマークの使用が認められている</p> <p>http://privacymark.jp/certification_info/list/gyousyu/list_H.html#H41</p>
他の環境配慮特記事項	<p>環境配慮事項について、情報提供者から特にアピールしたいことがある場合は 120 文字以内で記載する。</p> <p>※特にない場合は「特になし」と記載する</p>
サービスに係る特記事項	<p>運送事業者として、サービス内容などアピールしたいことがある場合は 300 文字以内で記載する。</p> <p>※特にない場合は「特になし」と記載する</p>
事業者評価チェックリスト	<p>「GPN 事業者評価チェックリスト（貨物運送/貨物運送事業者向け）」（別紙 1）に基づく取組を記載する。</p>

(5) 情報提供者問い合わせ先

環境面問合せ先（入力必須）	<p>部署名、TEL、FAX、E-MAIL</p> <p>※最大 3 箇所まで</p>
購入時間問合せ先（入力必須）	<p>部署名、TEL</p> <p>※最大 5 箇所まで</p>
環境報告書	<p>環境報告書の有無等</p>
ホームページアドレス	<p>製品情報を掲載しているホームページアドレスを記載する。</p>
その他の環境情報源	<p>一般に入手できる環境関連冊子やパンフレット類などの情報源について、タイトル等を「 」で記載する。</p>

3.分類

表 1. 事業エリア区間表 (複数選択可)

N0	大分類	中分類
1	全国	全国対象
2	北海道	北海道
3	東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
4	関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
5	北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県
6	中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
7	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
8	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
9	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
10	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

国土交通省交通関係統計等資料「自動車輸送統計調査」地方運輸局区分に基づく

表 2. 商品分類表 (複数選択可)

N0	大分類	中分類
1	穀物	米、麦、雑穀・豆
2	野菜・果物	いも類、野菜類、果物類
3	その他の農産品	工芸作物、農産加工品、他に分類されない農産品(種子、花、苗、綿花、麻類、さとうきび、ビート、コーヒ豆、観葉・園芸植物類等)
4	畜産品	鳥獣類(主として食用のもの)、鳥獣肉・未加工乳・鳥卵、動物性粗繊維・原皮・原毛皮、他に分類されない畜産品(その他動物類、愛玩動物、虫類等)
5	水産品	魚介類(生鮮・冷凍、塩蔵・乾燥のもの)、その他の水産品(海草類、観賞魚、淡水魚、真珠等)
6	木材	原木、パルプ用材、製材(材木、建築・建設資材、板類等)、その他の林産品(植木、天然樹脂類、木材チップ、ゴム(天然)、樹皮等)
7	薪炭	薪、木炭、オガライト等
8	石炭	石炭、亜炭等
9	金属鉱	鉄鉱、その他の鉄属鉱、非鉄鉱
10	砂利・砂・石材	砂利、採石、バラスト、砂、骨材、砂袋、石製品等
11	工業用非金属鉱物	石灰石、りん鉱石、原塩、原油、天然ガス、温泉、園芸用土、その他の非金属鉱物
12	鉄鋼	鉄、鋼(粗鋼)、鋼材、配管資材、レール等
13	非鉄金属	地金、合金、伸銅品、電線・ケーブル、貴金属(工業品)
14	金属製品	建設用金属製品、建築用金属製品、線材製品、刃物、工具、その他の金属製品(ばね類、缶類、鉄・アルミ製品、溶材、金具等)
15	機械	産業機械、電気機械、輸送機械、その他の機械、家電製品
16	セメント	セメント、バラセメント
17	その他の窯業品	セメント製品、コンクリート製品、れんが、石灰、その他の窯業品(瓶類、ガラス製品、陶器類、耐火材、カーボン等)
18	揮発油	ガソリン、ベンジン等
19	重油	重油
20	その他の石油	石油類、軽油、灯油、ジェット燃料、潤滑油、機械油等
21	その他の石油製品	アスファルト、プロパンガス、ブタンガス、石油ガス製品、合材等
22	コークスその他の石炭製品	コークス類、煉炭等
23	化学薬品	硫酸、ソーダ、アルコール(食用を除く)、その他の化学薬品
24	化学肥料	窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、その他の化学肥料
25	染料・塗料・その他の化学工業品	染料・顔料・塗料・合成樹脂、動植物性油脂、プラスチック製品、ビニール製品、他に分類されない化学工業品(火薬類、インク類、医薬品、化粧品、化学用品等)
26	紙・パルプ	用紙類、ちり紙類、ダンボール類、巻取紙、包装紙、パルプ等
27	繊維工業品	糸(紡織半製品を含む)、織物(繊維二次製品を含む)
28	食料工業品	製造食品、飲料、その他の食料工業品(調味料類、でんぷん類、酵母、動物性製造食品、飲料水、たばこ等)
29	日用品	書籍・印刷物、衣服・身廻り・はきもの、文具・玩具・運動・娯楽用品・楽器、家具・装備品、衛生・暖房用具、台所及び食卓用品、他に分類されない日用品

N0	大分類	中分類
30	その他の製造工業品	ゴム皮革製品（他に分類されないもの）、木製品（他に分類されないもの）、他に分類されない製造工業品
31	金属くず	鉄・アルミ・鉛くず、スクラップ、解体車両等
32	その他のくずもの	粗大ごみ、廃材、廃油、古新聞、古紙、もみがら、プラスチックくず、木くず、紙くず、ガラスくず、スラグ、古タイヤ等
33	動植物性飼・肥料	牧草、乾草、糞類、灰類、堆肥、ぬか類、酒かす、ペットフード等
34	廃棄物	廃土砂（残土、瓦礫等）、その他の廃棄物（尿尿、汚泥、ごみ、廃液、枝木、コンクリート・アスファルトがら、産業廃棄物、雪等）
35	輸送用容器	金属製輸送用容器（ガス容器、ドラム缶、タンク等）、その他の輸送用容器（コンテナ、樽、パレット、フレコン等）
36	取り合せ品	引越荷物、郵便物・鉄道便荷物・貨物、自動車特別積合せ貨物、内航船舶小口混載貨物等

国土交通省 交通関係統計等資料「自動車輸送統計調査」品目分類表に基づく

表 3. 車種分類表（複数選択可）

N0	燃料種	車体の形状	重量区分(車両総重量)	最大積載量	種別
1	軽油	バン、現金輸送車	3.5 トン以下	—	—
2			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型
3			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	普通
4			7.5 トン超 8 トン以下	—	—
5			8 トン超 16 トン以下	—	—
6			16 トン超	—	—
7		キャブオーバ	3.5 トン以下	—	—
8			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型
9			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	普通
10			7.5 トン超 8 トン以下	—	—
11			8 トン超 16 トン以下	—	—
12			16 トン超	—	—
13		冷蔵冷凍車、保温車	3.5 トン以下	—	—
14			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型
15			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	普通
16			7.5 トン超 8 トン以下	—	—
17			8 トン超 16 トン以下	—	—
18			16 トン超	—	—
19		塵芥車、糞尿車、清掃車	3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型
20			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	普通
21			7.5 トン超 8 トン以下	—	—
22			8 トン超 16 トン以下	—	—
23		コンテナ専用車、脱着装置付コンテナ専用車	3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型
24			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	普通
25			7.5 トン超 8 トン以下	—	—
26			8 トン超 16 トン以下	—	—
27			16 トン超	—	—
28	軽油	ダンプ、粉粒体運搬車	3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型
29			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	普通
30			7.5 トン超 8 トン以下	—	—
31			8 トン超 16 トン以下	—	—
32			16 トン超	—	—
33		タンク車、アスファルト運搬車	3.5 トン超 7.5 トン以下	—	—

N0	燃料種	車体の形状	重量区分(車両総重量)	最大積載量	種別
34	軽油	タンク車、アスファルト 運搬車	8 トン超 16 トン以下	—	—
35			16 トン超	—	—
36		コンクリートミキサー 車	7.5 トン超 8 トン以下	—	—
37			8 トン超 16 トン以下	—	—
38			16 トン超	—	—
39		トラクタ (被けん引車は除く。)	—	—	—
40	ガソリン	バン	—	—	軽
41			3.5 トン以下	—	小型
42		キャブオーバ	—	—	軽
43			3.5 トン以下	—	小型・普通
44	CNG	バン	3.5 トン超 7.5 トン以下	3 トン以下	普通
45			3.5 トン超 7.5 トン以下	3 トン超	普通
			7.5 トン超 8 トン以下	—	
46		キャブオーバ	3.5 トン超 7.5 トン以下	1.5 トン以下	小型
				1.5 トン超 2 トン以下	—
47		冷蔵冷凍車	3.5 トン超 7.5 トン以下	1.5 トン超 3 トン以下	普通
48		塵芥車	3.5 トン超 7.5 トン以下	1.5 トン超 2 トン以下	普通
49		LPG	バン	3.5 トン超 7.5 トン以下	2 トン以下
50	キャブオーバ		3.5 トン超 7.5 トン以下	1.5 トン超 2 トン以下	普通
51				2 トン超 3 トン以下	普通
52	塵芥車		3.5 トン超 7.5 トン以下	1.5 トン超 3 トン以下	普通